

令和5年第3回安平町議会臨時会会議録

令和5年4月27日（木曜日） 午前10時00分開会

1 招集年月日 令和5年4月27日（木曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（11名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	6番 工藤 隆男	7番 三浦 恵美子
8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子	10番 高山 正人
11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓	

4 欠席議員（1名）

議席番号

5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 下出 佳史
税務住民課参事 佐々木 智紀	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 小坂橋 憲仁
水道課長 蟹谷 光宏	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 大窪 好己	商工観光課長 村上 純一

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	承認第1号	専決処分事項の承認について(安平町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
日程第4	承認第2号	専決処分事項の承認について(安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
日程第5	承認第3号	専決処分事項の承認について(令和4年度安平町一般会計補正予算(第14号)について)
日程第6	承認第4号	専決処分事項の承認について(令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について)
日程第7	承認第5号	専決処分事項の承認について(令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第8号)について)
日程第8	議案第1号	安平町畑地かんがい施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	議案第2号	令和5年度安平町一般会計補正予算(第1号)について
日程第10	議案第3号	令和5年度安平町水道事業会計補正予算(第1号)について

○ 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○ 会議録署名議員

議長は、本臨時会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

4番	鳥越真由美
9番	内藤圭子

会 議 の 顛 末

〔開会・開議 午前10時00分〕

◎ 議長あいさつ

〔議長起立〕

○議長（多田政拓君） おはようございます。第3回の臨時会のご案内を致しましたところ説明員の皆様、議員各位に参加いただきましてありがとうございます。4月に入りましてから今年のように大変春の到来が早くて当町確か一昨日ぐらいでしたか、月曜日には瑞穂地区で私は桜の開花を確認させていただきました。私が記憶している中では非常に早い桜の開花、春の訪れだと思っています。例年ですと5月の連休に間に合うかなというぐらいの開花があるのですが、当町は、非常に早い春の訪れだと思っております。ただ、日中の寒暖差の激しさ大きさは私ども高齢者にとりましては大変体に堪えるものでありまして、月曜日の夕方から月曜日の朝にかけてちょっと私事で申し訳ありませんが体調不良がありまして、咳と鼻水が出まして体温を計りましたら37.5℃ということでちょっと危惧したのですが、抗原検査をいたしましたところ陰性でしたので、その旨も含めて主治医、かかっている病院の先生に連絡をしていたところ、まあ風邪だと思っておりますので自宅で待機していただきとのお話だったのですが、翌日の朝にはもう36.5℃平熱に戻ってしましまして今は鼻水と咳が若干残るところです。色んな方たちにご迷惑ご心配をお掛けしましたことお詫びしたいと思っておりますが、皆様におかれましても健康には留意をされて職務につかれることをご期待申し上げて挨拶とさせていただきます。

尚、4月の人事異動によりまして池田参事が総務課に、小坂橋参事が健康福祉課に異動しております。そして佐々木智紀参事は安平厚真行政事務組合から税務住民課へ異動となり本日より説明員として出席していますことを報告致します。また、引き続き新型コロナウイルス感染症防止のために各議員並びに説明員の皆様には円滑な議事運営にご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

会議の前に報告します。5番田村議員より欠席の届け出がありますので報告致します。それでは早速臨時会を開会します。

◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 只今の出席議員数は11名です。定足数に達していますので、只今から令和5年第3回安平町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は先に配布のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第1、**会議録署名議員の指名**を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第123条の規定によって

4番 鳥越 真由美 議員
9番 内藤 圭子 議員 を指名致します。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（多田政拓君） 日程第2、**会期の決定**を議題と致します。
お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は**本日1日限り**と致します。

◎ 日程第3 承認第1号

○議長（多田政拓君） 日程第3、承認第1号。**専決処分事項の承認について（安平町税条例等の一部を改正する条例の制定について）**を議題とします。提案説明を求めます。

〔下出税務住民課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 税務住民課長。
- 税務住民課長（下出佳史君） 承認第1号朗読

承認第1号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めらる。

令和5年4月27日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項
安平町税条例等の一部を改正する条例の制定について

裏面をお願いします。

安平町専決処分第1号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項
安平町税条例等の一部を改正する条例の制定について（別紙）

次のページにあります公布改正条文の朗読は省略させていただき、改正理由などの説明をさせていただきます。今回の条例改正は令和5年3月31日に

公布されました地方税法等の一部改正に伴い町税条例の一部を改正するもので、今回専決処分しご承認をいただくもので、主に町民税では森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令改正に伴う改正、軽自動車税では特定小型原動機付自転車の区分変更等により法律改正に伴う改正などです。改正内容については改正条文の次に新旧対照表を添付しています。それぞれの規定の改正箇所はアンダーラインで示しているとおりです。尚、改正内容の説明については事前に配布させていただきました資料で説明させていただきますのでご覧ください。

第34条の9は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律改正により改正するもので、第36条の3の2第2項から第6項までは給与所得者の扶養親族申告書について記載事項の簡素化を図るため法律改正により改正するもので、第38条、第41条、第44条、第46条、第47条、第47条の2及び第47条の6は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律改正に伴い条文の整理及び関係様式の改正を行うもので、第48条及び第50条は施行規則様式の新設に伴う改正で、第82条12はミニカー区分から三輪の特定小型原動機付自転車を除くこととする法律改正に伴う改正で、第98条及び第101条はたばこ税の申告の際に使用する施行規則様式の新設に伴う改正です。附則第8条は法律改正に合わせ適用期限を延長するもので附則第10条、附則第10条の2及び附則第10条の3は法規定の新設に合わせ項ズレに伴う措置で、附則第10条の4、附則第10条の5、附則第10条の6及び附則第13条の4は法律改正に合わせて改正するもので、附則第15条の2、附則第15条の2の2、附則第15条の6、附則第16条及び附則第16条の2第1項及び第3項は軽自動車税に係る法律改正に合わせて改正または削除するもので、附則第17条の2は適用期限の延長について法律改正に合わせて改正するもので、附則第25条は規定の整備です。

以上の説明となりますがこの条例の施行は改正条文の附則第1条に定めるとおり令和5年4月1日が施行日のほか、お配りした資料に記載のとおりとなっています。これで提案説明を終わります、ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対し反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから承認第1号を採決します。
本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって承認第1号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第4 承認第2号

○議長（多田政拓君） 日程第4、承認第2号。専決処分事項の承認について（安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔下出税務住民課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） 承認第2号朗読

承認第2号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和5年4月27日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

裏面をお願いします。

安平町専決処分第2号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

次のページにあります改正文の朗読は省略させていただき若干補足説明します。地方税法施行令の一部改正に伴う国民健康保険税条例の一部改正について関係する地方税法などの改正法律が3月31日に公布され、本年4月1日から施行となっていますので専決処分としているところです。

概要を説明しますのでお手元に配布させていただいた資料をご覧ください。第2条及び第23条は後期高齢者支援金課税額の賦課限度額を20万円から22万円にそれぞれ引き上げるもので、第23条の2と第24条の2第2項は法改正による条文及び文言の整理で、附則第4項は法改正による条文の整理です。

以上で提案説明を終わりますのでご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちらの法改正なのですが、多分高所得者に応分の負担を求めて中間層へ配慮されたものということだと思っておりますけど、こちら後期高齢者支援分が2万円上がることによって高所得者と中間層と低所得者それぞれ何名ぐらいにどのような影響があるか伺います。

〔下出税務住民課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） それぞれの層ということで言われましたが、まずこの限度額の引き上げによって対象となる見込みの世帯数としては73世帯、これは令和4年度の所得で算定した状況です。これによってトータル146万円ほどは増額になるかなと見込んでいます。また議員が言われたとおり低所得者または中間層という世帯数については今数字としてははないのですがその所得の軽減ですね、5割軽減、2割軽減。ここに充てる部分もそれぞれ引き上げされていますので、当町の場合、全体の国保加入世帯の約半分ぐらいが何らかの2割軽減だったり5割軽減だったり世帯に対象になっているところです。ですのでそう大きな変更というか状況は見られないかなというふうに考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 厚生省の文書を見ると、低所得者にもちょっと影響が出るのではないかということにそれに配慮した設定をするようにと書かれているのですがそこら辺はいかがですか。

〔下出税務住民課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） 低所得者への配慮というか先ほど申し上げましたが要は軽減所得、ここの引き上げも行っていますので総体的には影響がないと言ったらあれですが若干かなというところで考えています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから承認第2号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって承認第2号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第5 承認第3号

○議長（多田政拓君） 日程第5、承認第3号。専決処分事項の承認について（令和4年度安平町一般会計補正予算（第14号）について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 承認第3号朗読

承認第3号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和5年4月27日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和4年度安平町一般会計補正予算（第14号）について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第3号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和4年度安平町一般会計補正予算（第14号）について（別紙）

別冊予算書をご覧ください。

専決第3号

令和4年度安平町一般会計補正予算（第14号）

令和4年度安平町の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73,780千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,701,879千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年3月31日専決

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和4年度安平町一般会計補正予算第14号について説明します。今補正については令和5年第2回定例会議案第2号の補正、第13号以降に予算額の変動があったものについて専決処分により整理をさせていただいたものです。歳入の主なものについては町民税の決算見込みによる6423万6000円の増額及び特別交付税の交付額決定による9523万5000円の増額などで、歳出

は今補正に伴う歳入超過分の財政調整基金積立金で1億3068万7000円の増額及びふるさと納税の減額補正に伴うシステム運用業務委託料2000万円の減額などです。

それでは歳出から説明しますので22ページをお開きください。

2款総務費1項1目一般管理費(1)職員研修経費は執行残を整理するもので、(2)その他一般管理経費はふるさと納税による寄付金額の確定により整理するものです。2目電子計算費及び6目文書広報費は国庫支出金の交付額決定による財源振替で7目財産管理費は職員住宅の家賃積算に誤りがあったため還付するものです。23ページ10目企画費(1)地域おこし協力隊活用事業は助成金の確定による執行残を整理するもので、(2)まちづくりファンド基金積立金はふるさと納税による寄付金額の確定により整理をするものです。11目まちづくり推進費は交付金額の決定による執行残を整理するもので、15目財政調整基金(1)財政調整基金積立金は今補正に伴う歳入超過分を積み立てるものです。(2)まちづくり基金積立金から24ページ(4)人づくり基金積立金までは、いずれもふるさと納税による寄付金額の確定などによる整理するものです。4項2目参議院議員選挙費は国庫支出金の交付額決定による財源振替で、3目知事・道議会議員選挙経費は執行残を整理するものです。

25ページ3款民生費1項1目社会福祉総務費から9目高齢者福祉費までは国庫支出金の交付額決定などによる財源振替。11目介護支援費は介護保険事業特別会計の補正予算による整理で、2項4目認定こども園等運営経費は補助金の交付額決定による執行残の整理です。

26ページ4款衛生費1項2目予防費は新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費で、10節及び12節は令和5年度の繰越事業分を増額するもので、22節は執行残の整理です。4目霊場費は基金の充当額確定による財源振替で、5目環境衛生費及び6目公害対策費はいずれも交付額決定による執行残の整理です。

27ページ3項1目水道費及び6款農林水産業費1項3目農業施設管理経費は国庫支出金の交付額決定による財源振替で、4目農業振興費は貸付金確定による執行残の整理です。5目畜産業費は基金の充当額確定による財源振替で、6目土地改良事業費は町債の借入額確定による財源振替です。

28ページ7款商工費1項1目商工業振興費はいずれも交付額決定による執行残の整理で、2目官公費は国庫支出金の交付額決定などによる財源振替です。

8款土木費2項2目道路維持費は執行残の整理で、29ページ3目道路新設改良費は事業費の確定に伴う寄付金の充当額確定による財源振替です。3項1目河川維持費は執行残の整理で、4項2目公園費から5項2目住宅建設費まではいずれも国庫支出金の交付額決定などによる財源振替です。

30ページ10款教育費1項3目義務教育振興費及び4目教育振興費は、国庫

支出金の交付額決定などによる財源振替で、7目就学奨励費は奨学金の指定寄付があったことから基金に積み立てるものです。

4項1目社会教育総務費から32ページ12款交際費まではいずれも国庫支出金の交付額決定などによる財源振替で、13款給与費は執行残による減額するものです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので7ページをお開きください。1款町税1項1目個人から8ページ3項2目軽自動車税環境性能割は決算見込みによる増額です。

2款地方譲与税から13ページ9款環境性能割交付金までは交付額決定により整理をするものです。

12款地方交付税の特別交付税については交付額決定によるものですが、交付額ベースでは除雪費用の減少などにより前年度比でマイナス9753万4000円、19.9%の減となっています。

14ページ13款交通安全対策特別交付金は交付額決定によるもので、15ページにまたがる15款使用料及び手数料は決算見込みにより減額するものです。

16款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金は交付額決定によるもので、3目衛生費国庫補助金は新型コロナウイルスワクチン接種対策事業の補助金として交付されるものです。16ページ7目災害復旧費国庫補助金及び3項1目総務費委託金まではいずれも交付額決定によるものです。

17ページにまたがる17款道支出金2項2目民生費道補助金及び3項1目総務費委託金は交付額決定によるものです。

18ページにまたがる18款財産収入1項1目財産貸付収入は平成30年度の見直し時、家賃積算の誤りに伴う過払い分の還付による増額。2項1目不動産売払収入は決算見込みによるものです。

19款寄付金1項1目一般寄付金はふるさと納税など納入実績により整理したもので、19ページ2目指定寄付金はふるさと納税の納入実績や充当事業の実績による災害支援金等の整理、企業版ふるさと納税は新たに寄付があったため増額するもので、その他は記載のとおりです。

20ページにまたがる20款繰入金はいずれも充当事業の決算見込みにより財源振替を行ったものです。

22款諸収入4項6目雑入は決算見込みによる増額するもので、21ページ23款町債はいずれも事業費確定などに伴う町債借入額の確定により整理するものです。

次に繰越明許費補正について説明します、4ページをお開きください。追加として4款1項新型コロナウイルスワクチン接種対策事業はオミクロン株2回目の接種費用の一部を翌年度に繰り越すものです。

次に地方債補正について説明をします。地方債の変更として合併処理浄化槽設置事業については限度額を220万円から210万円に、追分地区水利施設等保全高度化事業については限度額を3410万円から3330万円に、春日地区水利

施設等保全高度化事業については限度額を1170万円から1050万円に、早来小中学校整備事業については限度額を13億7200万円から13億6600万円に、便槽用洗浄栓設備災害復旧事業については限度額を280万円から150万円にそれぞれ変更するもので、起債の方法、利率及び償還の方法は変更ありません。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7378万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億187万9000円とするものです。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出22ページをお開きください。22ページについて質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ23、24ページ。質疑ありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 23ページの11目まちづくり推進費のところのあびら移住暮らし推進協議会交付金ですが、こちら令和4年6月23日に補正されたものかと思うのですが、こちら交付金の確定により減額という説明を受けたのですが、これ原因なぜこんなに減額したのかその原因を詳しくお知らせください。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） この減額についてですが、あびら移住暮らし推進協議会の事業確定に伴い協議会で執行残となった541万8000円の交付金を協議会から町に対し返還された金額となっています。この返還金の主な内訳については、まず一つ目に地域おこし協力隊インターン参加者へ支払う活動経費分として国からインターン生一人あたりに対し1日1万2000円の財源措置を受けられることから、これを基準に算定した5人分掛ける90日の450日分540万円を予算計上していたところですが、R4年度のインターン生実績は8人201人分の241万2000円となりまして、その差額分298万8000円が執行残となっています。もう一つの主な内訳になります。安平町への移住定住を希望する方々が必要とする安平町内の住まいに関する情報をわかりやすくまとめたウェブを作成する経費として223万9000円を予算計上してしまし

たところですが、昨年6月に移住協議会を設立したばかりということもあり、新たな取り組みの内容をウェブ作成に反映するにはもう少し時間が必要とすることや、その代替措置として安平町のホームページのトップページに簡易的な移住定住特設サイトを策定したこともありまして予算計上していた223万9000円の全額を執行残という整理としています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちら協議会6月に立ち上げたということで活動実績が思ったより見込めなかったということなのでしょうけれども、そこら辺はどのように精査されているのかということと、町のホームページのトップに持ってきたという部分で、今後はそれどのようにしていくのか新たに立ち上げていくのか、それともトップに入れたまま経費を削減してそのままいくのかどちらになるのでしょうか伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 活動内容の総括というご指摘だったと思いますが、1点目は削減の主な内容となったインターン生の経費については基本的には国からの財政支援が受けられる前提で組んでいたこともありまして、初年度ということもあって支援内容の最大分、インターン生一人あたり2週間から3か月対象になるということになっていたのですが、一人あたり3か月分をマックスにして換算していたところなのですが、現状としては平均30日あたりということもありまして、その辺の見込みが初めての取り組みということもあって少し減額の主な要因になったと整理しています。またウェブ作成については今年度簡易版ですが町のトップページに設置しましたので、来年度については協議会としてはその他の方法としてフェイスブックであったり、違うサイトへの連携も図っていますので、もう少し様子を見ながら作成の方は検討していきたいと、そんな考え方をしています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） この移住暮らし推進協議会、先般会議を開かせていただいてメンバーの皆様方と様々説明させていただきました。予算の見方としては先ほど山口参事が答弁したとおおり、当初では5名見ていた分を実質的には8人いたと。期間的には最大予算を見ていたので希望する学生さんが多か

ったものですから、それが1か月前後が多かったということで人数的には増えている。期間日数としてはあれですけど成果は十分に得られたと考えておりますし、北星学園大学の生徒についてはそういった研究レポートをまとめていただいて、その内容が非常に素晴らしかったこともあって町の早速ホームページの方にもそこを公開させていただいて、そのことがまた大学の方でも周知をしていただいて、そういった取り組みの成果、輪が広がっているということもありますので。こういった1年目の成果を活かしながら2年目も取り組んでいきたいというふうに考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 1年目は少し探り探りだったのかもしれないなと思うのですが、2年目以降もうちょっと整理されて予算もきっちり確定というかできるのかなと、そこら辺確認させてください。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） おっしゃるとおりでして、1年目は少し模索しながらとステップアップを少しずつしたいと思っております。2年目についても今年の総括を活かしながら次のステップアップできるように努力して参りたいと思っております。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 課題の中で当然通うことができる方もいらっしゃると思いますが、やはりこちらに滞在していただくという滞在する場所の確保ですとか、そういったところも含めて現在も検討していますが、学生さんであったりそういったニーズに応えられるようにそこら辺についても配慮していきたいと考えています。

○議長（多田政拓君） よろしいですね。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ25、26ページ。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ27、28ページ。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ29、30ページ。ありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ31、32ページ。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳出を終わり歳入に入ります。7ページから質疑をお受けします。7ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ8、9ページ。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ10、11ページ。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ12、13ページ。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ14、15ページ。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ16、17ページ。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 18、19ページ。質疑ありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 18ページの一般寄付金のところですが、こちら減額したのは実績によるものということですが、こちら当初予算の積算をどのように今分析されているのか伺います。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 一般寄付金の関係でふるさと納税に関する減額の要因ですが、当初予算の計上の考え方ですがこちらについては前年度決算見込みの9割で、90%で予算を計上させていただいています。それで令和4年度分ですので予算計上にあたりましては令和3年度決算見込み、当初予算編成時における決算見込み、こちらが5億8600万で見込んでいまして、その9割に一般寄付金と指定寄付金にそれぞれふるさと納税が分かれるものですから、この割合についても寄付実績に基づきまして一般寄付金については8割、それと指定寄付金については2割をそれぞれ割り振りまして予算を計上させていただいたところです。それで当初予算については一般寄付金のふるさと納税分ということで4億2213万2000円の計上となっていました。今回今補正で4993万4000円の減額ということと、逆に指定寄付金の方が実績として当初予算から比較すると2240万ほど増額となっていて、寄付金総体、ふるさと納税の寄付金総体でいきますと差引で2700万程度の減額という状況でして、参考までに対前年度比較ということで令和3年度決算との比較によりますと約8500万ほどの寄付金の減となった状況です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 多分この実績見込みで令和5年度も組んだのかと思うのですが同じ割合で組んだのでしょうか。5年度にかかるので関係ないと言われたら申し訳ないですがお願いします。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 令和5年度予算については同じような考えに基づいて積算はしていますが、ただ事業の中でできるだけふるさと納税減額傾向にありますことから町としても増額に向けて、例えばふるさと納税サイトを新たにまた増やすですとか都市部へ出向いてイベントを開催した中でこれまでふるさと納税をしていただいた方との繋がりを今後も継続して続けていきたいという、そういう取り組みをした部分の言ってみれば効果を見込んで若干ですが上乘せした形で令和5年度予算を計上させていただいた状況です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ20、21ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入を終わり、4ページをお開きください。第2表繰越明許費地方債について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑が終わりましたので総括的な質疑をお受けしたいと思います。総括的な質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 総括的での質疑ということですので私の方から一つお聞きしたいことがあります。町内の業者さんの中で当然うちに物品納入をされている企業がありまして、その中で指名停止処分を受けているというお噂をお聞きしたものですから、もしそれが事実ならば中身について理由と指定期間といったことの説明を求めます。

○副町長（田中一省君） 全くもって補正予算の質問と違う、総括って。

○議長（多田政拓君） 高山議員にお聞きします。総括ですがどこの部分での質問になりますか。

○10番（高山正人君） 学校関係のものだというお話をちらりとお聞きしたので、今この段階での収入、歳出といったところではありませんが、勘定的な部分

で言いますと教育関係ということでご理解いただければと思うのですがいかがですか。

○議長（多田政拓君） 歳出の教育関係ですか。

○10番（高山正人君） はい。

○議長（多田政拓君） 教育費の今補正予算で提案されている項目についてそこに当てはまる部分はありますか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） どうぞ高山議員。

○10番（高山正人君） 教育にあたる備品購入についてはこの中には今載っていませんが、これ現実的にはこのようなことがあるのかどうかだけ確認させていただけないのかと思っています。現実的にはこういったことは事前にもしあるのであれば報告、この予算といったところではないところで報告がなされるべきものがあるのではないかと考えていますけど、その辺について取り計らいの方をよろしくお願いします。

○議長（多田政拓君） できるかな。

（理事者側協議）

○議長（多田政拓君） 暫時休憩します。

（暫時休憩）

○議長（多田政拓君） 休憩前に引き続き会議を再開します。休憩前に高山議員からの質問がありました。本臨時会に提案されています審議の途中の専決第3号の令和4年度安平町一般会計補正予算第14号の中に審議の該当する部分がありませんので、別な機会にご質問させていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員どうぞ。

○3番（小笠原直治君） 私の解釈は違うのです。令和4年度一般会計補正予算の中で専決をやってきたことありますから。今高山議員の方から言われた起きた時期というのは私は令和4年度のものだろうと思っていますよ。だから令和4年度内における一般会計の中に起きた部分の中でこのようなことが起きたことについてお聞きをしていることであって、項目があるかないかではなくて、項目は安平一般会計予算です。総体的な中身の一部が補正出て

いるのであって、聞いてくるのは全体の中身でいけば予算の中で今指名停止をいただいたものについて、やった経緯についてはどういう経過なのかと聞いているわけですから、別にどの機会で聞くのではなくてあくまでもこれは入札の関係の部分は令和4年度の予算の中で決めたことでもありますからそこで聞いても間違いはないだろうと思います。議長の言うあくまでもそれは決算委員会の中でやれというなら別ですよ。でもそうではなくて今出たことですから、噂になって聞いたことでもありますし。噂っていうより皆さん方皆知っているでしょ、書面流れているはずですから。それをちゃんと議会の場で説明してくださいっていうことですから、議長その点について取り計らってください。

- 議長（多田政拓君） 高山議員にもう一度議長の方から質問させていただきます。令和4年度の補正予算ですので令和4年度中の指名停止事案ということによろしいですね。確認させていただきます。

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。
○10番（高山正人君） 私が聞いている範囲では令和4年度中の話ではないかというふうにお聞きしたものですから、この4年度という中身の中で質問をさせていただきますということですか。
○議長（多田政拓君） それでは議長の方から副町長、令和4年度中に指名停止になった業者がいるのかいないのか、あるいはその指名停止業者の取り扱いについて安平町はどのように対応していたのかの答弁できますか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） それでは政策推進課長どうぞ。
○政策推進課長（渡邊匡人君） 只今のご質問に対する答弁となりますが、現行ウチの規定上公表はしていないというのが1点です。お聞きいただきました案件については案件としてはございました。期間としては2週間ほどの指名停止期間ですが、先ほどご説明させていただいたとおり規定上はないので、あと過去を遡る案件でも町内限定になりますと他の他社との関係もありますので、現段階でご質問の案件については、そういった案件はあったところだけお伝えさせていただければと思います。以上です。
○議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員どうぞ。

○10番（高山正人君） 申し訳ございません。確かに町内の業者ですからそういった点は取り計らいが必要だというお話も当然あるのはわかりますが、行政側に損害を受けているようなことであればしっかりと提示をする、開示をするのが一番大事なことではないかと思うのです。指名停止をされたという現状をお話いただいた以上は別の機会にお話をしますよということであればこの問題はその後にさせていただきますけれど。本来であれば起きた時点でこのいつからいつまでこういうものを取り扱ってこうなったよという原因と期間を2週間にしたという説明等は早めに皆さんに周知するべきものではないかと私は考えますけどいかがですか。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長どうぞ。

○副町長（田中一省君） まず高山議員のご質問ですが、まず1点だけ確認させていただきます。今補正の部分については前回の第2回定例会、この議案第2号以降の部分での補正という形にして、高山議員の今おっしゃっていた中身は令和4年度全体の部分という形の中で先ほど政策推進課の方からご回答したところですが、まずは公表規定が無いことをご理解いただきたいと思えます。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 指名停止の、今副町長が答弁したとおりの公表規定がないということで。様々な公表については我々も例えば審議会の会議録の公表だとか昨年の8月からやってきている。今回のこういった町内業者とかの指名停止というのは、そういった事業者の数も少ない、限られているということで例えば公表することによりましてその商店だったり事業者が2週間だけに限らず、その後も相当な不利益を生じるのではないかとということもあって今の段階ではこれまで公表してこなかったということがありますので、そこら辺そこは全て公表すべきだというお考えもあろうかと思いますが、我々は今の段階では町内業者についてはそういったところも守っていくと。それは町内外問わないかもしれませんが、ご質問いただいた部分についてはそのようにこれまで取り扱ってきたということですので、そこら辺がもし今後の議論が必要であれば、また次の機会にお願いできればなと思えます。

○議長（多田政拓君） よろしいですね。

○10番（高山正人君） 3回過ぎていきますよね。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） 今町長の方から町内業者については公表してきていないと。私の記憶では公表してきた業者はありますよ。それがなぜ今回だけしないっていうのがちょっと意味がわからないのですが、その点どうですか。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長どうぞ。
- 町長（及川秀一郎君） これも記憶の話ですが、町は例えばそういった指名停止をした場合に広報紙であったりホームページで公表するということは行っていないことであって、議会の審議の中で質問の中でそれが結果的に公表された事例はあったと思います。
- 議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 過去にそういう経緯があったのであれば行政報告などしかるべきところで報告していただいた方がいいのではないかなと思うのですがいかがですか。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長。
- 町長（及川秀一郎君） それは案件の内容と、先ほども申し上げたような事業者に対する配慮であったり、そういったところを勘案して議会や町民の皆様方にお知らせしなければならないという案件であれば、それは行政報告をする場合もあろうかと思えます。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） その報告案件であるかどうかの判断はどのような基準があるのですか。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 行政報告にするかどうかの基準は私が決めさせていただいていることであります。当然担当課と議会にあたっての行政報告というのは協議はしますが、最終的な判断は私の方でさせていただいているということです。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員どうぞ。

○3番（小笠原直治君） 私はね町長ね、やっぱりしっかりと税金で賄っているということなのです。町内業者だから間違っただけをしたことについてはきちんと皆さんに公表し、二度とこのようなことが起きないことをきちんと知らしめることだろうと思うのですよ。隠すからいつまで経ってもこんなことが隠してくれるだろうと思うのですよ。今あびらチャンネルで臨時議会を聞いている町民の方は何ってなるはずですよ。私はやっぱり情報開示してやったことに対して責めるのではなくてこういう事象があっただけでこういうことが起きましたと。二度とこれから対策をこうしていきます、こうやっていきますとしっかりと開示していくのが行政側の責任だろうし、我々議会も明確に明らかにして町民の皆さんに知らしめていくというのが我々議員としての仕事ですから。そこ辺りも十分踏まえてしっかりと指名停止の問題については開示していくようお願いをしたいと思っています。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 私は特に何かそういった事象を隠すとかという考え方で申し上げているわけではありませんし、例えば工事をしている最中に事故があった、そういったところの対応についても今後は起こらないようにということで、その企業、業者であったり、そういったところとは最終的には色々やっていくわけですね。それはルールに基づいて2週間だったり1か月だったり、そういった指名停止の処分を基準に基づいて行って適正にやっているということで、それがその指名停止になったということをマイナス情報として発信することによって、その対応策まできちんとご理解をいただいて、というよりもそうではないマイナス情報だけが先行して広がっていくということをこれまでは危惧してあえてホームページであったり、広報紙で機械的に公表はしてこなかった経過を申し上げたわけですので。小笠原議員だったり高山議員の方から言われているその考え方も一方あるかと思えます。ですから、どちらが正しいということではなく我々は適正なことをきちんとやっていく、業者にもそこを求めていく。そこは同じですが、それを公表の

あり方、仕方、そこを慎重にしないとそこで問題が9割方全く問題なく対応できても、もし1割風評であったり色んなことで例えば企業だったり商店の方に廃業まで追い込まれるようなことがあってはならないというところも心配事としては、心配な点としてはありますので、この辺については今日この専決処分の報告の中でここまで議論するとは思っていませんでしたが、そういったことがあれば我々もしっかりと過去の事例も調べて別な機会という話も先ほどありましたので、そういった機会に町民の皆さん方にもわかっていただけるような議論ができるのであれば、そういう時に我々もきちんと調べた中でご答弁させていただければなと思います。今日は考え方だけご説明させていただきました。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本件に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから承認第3号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって承認第3号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第6 承認第4号

○議長（多田政拓君） 日程第6、承認第4号。専決処分事項の承認について（令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 承認第4号朗読

承認第4号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めらる。

令和5年4月27日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第4号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について（別紙）

別紙補正予算書をご覧ください。

専決第4号

令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和4年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,827千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ930,501千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日専決

安平町長 及 川 秀一郎

それでは国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明します。今回の専決処分補正については3月31日付け決算見込みによる執行残の整理が主なものとなります。

初めに歳出のご説明をします。6ページをお開きください。2款保険給付費1項療養諸費及び2項高額療養費は決算見込による減額となります。

次に歳入のご説明をします。5ページをお開きください。2款道支出金は給付費の減額に伴う補正となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1682万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3050万1000円とするものです。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出6ページをお開きください。6ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入に移ります。5ページをお開きください。5ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本件に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから承認第4号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって承認第4号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第7 承認第5号

○議長（多田政拓君） 日程第7、承認第5号。専決処分事項の承認について（令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第8号）について）を議題とします。説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 承認第5号朗読

承認第5号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

令和5年4月27日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第8号）について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第5号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第8号）について（別紙）

別紙補正予算書をご覧ください。

専決第5号

令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第8号）

令和4年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ661千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,055,721千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日専決

それでは介護保険事業特別会計補正予算第8号についてご説明します。今回の専決処分補正については3月31日付決算見込みによる執行残の整理が主なものとなります。

初めに歳出のご説明をします、7ページをお開きください。2款保険給付費1項1目居宅介護サービス等給付費及び2目地域密着型介護サービス等給付費並びに3目施設介護サービス等給付費については決算見込による減額となります。

8ページにまたがる5款予備費については財源調整として補正するものとなります。

次に歳入のご説明をします。5ページをお開きください。4款支払基金交付金については交付額決定に伴う増額となります。

6ページにまたがる6款繰入金については、歳出2款の保険給付費の補正に伴う減額となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5572万1000円とするものです。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。保険事業勘定歳出7ページをお開きください。7、8ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから承認第5号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって承認第5号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第8 議案第1号

○議長（多田政拓君） 日程第8、議案第1号。安平町畑地かんがい施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

[森池産業振興課長挙手]

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 議案第1号朗読。

議案第1号

安平町畑地かんがい施設条例の一部を改正する条例の制定について

安平町畑地かんがい施設条例（平成20年安平町条例第23号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年4月27日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

国営かんがい排水事業安平川地区及び道営水利施設等保全高度化事業の完了に伴い、安平町畑地かんがい施設の名称及び給水区域並びに施設の利用について必要な事項を定めるため、この条例の制定について提案するものである。

ここで事業の経過について説明させていただきます。追分地区で実施していましたが国営かんがい排水事業安平地区が平成28年3月に完了し、この国営事業に関連する道営事業を平成27年度から令和4年度までの期間で実施して参りました。道営事業で実施しました主な工事概要は畑地かんがい施設として専用水路25.6km、増圧ポンプ施設1か所、多目的給水栓52か所を整備しま

した。個人施設になりますがT S 給水栓15か所も合わせて整備しています。また、畑地かんがい施設以外では普通河川光起川の排水路整備1.9km、追分旭、美園、向陽地区の営農用水施設の整備を合わせて実施しています。

次のページをご覧ください。条例本文の朗読を省略し新旧対照表により改正内容についてご説明させていただきます。条例第2条は国営かんがい排水事業安平川地区並びに道営水利施設等保全高度化事業の完了に伴い、表中の畑地かんがい施設の名称に安平町安平川地区畑地かんがい用水施設を加え、給水区域として追分旭、追分向陽、追分弥生、追分春日及び追分豊栄の各一部を加えるものです。次に条例第1条、第11条第2項については別表1 早来地区と改め、別表2 安平川地区を追加するものです。

次のページをお開きください。この別表は条例第1条、第11条第2項で規定する安平川地区の使用料を定めたものとなっており1003万円、2004万円、3005万円、4006万円、5000円以上6万5000円に設定しており、個人で設置しました個別給水栓については1か所あたり5000円を設定しています。尚、今回の提案について農業者を対象とし2月24日に2回の意見交換を行い、3月23日には安平町農業構造対策協議会において同じく意見を伺いながら承認をいただいています。また、施行期日については公布の日から施行することとしています。以上で提案説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 申し訳ございません。只今条例第2条の部分の産業振興課長の説明の時に追分美園が抜けておりましたのでお詫びをもって訂正します。以上です。

○議長（多田政拓君） 只今説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第2号

○議長(多田政拓君) 日程第9、議案第2号。令和5年度安平町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

[田中副町長挙手]

○議長(多田政拓君) 副町長。

○副町長(田中一省君) 議案第2号朗読。

議案第2号

令和5年度安平町一般会計補正予算(第1号)について

令和5年度安平町一般会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

令和5年4月27日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費の増額により、令和5年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊補正予算書をご覧願います。

議案第2号

令和5年度安平町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度安平町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55,203千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,382,214千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月27日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和5年度安平町一般会計補正予算第1号について提案説明をします。今補正の主なものについては新型コロナウイルスワクチンオミクロン株の2回目の予防接種にかかる事業費5001万2000円の補正などとなっています。

それでは歳出から説明をします。7ページをお開きください。3款民生費1項11目介護支援費は新規申請者の増により予算が不足することから増額するもので、2項3目子育て支援費は当初予算では任用者の通勤手当を見込んでいなかったため増額をするものです。4目認定こども園等運営経費は、はやきた子ども園地先の駐車場工事の発注に伴い測量設計業務を行うため予算の組み替えを行うものです。8ページ5目児童手当費は子育て世帯生活支援特別給付金事業で、食費等の物価高騰に直面し影響を受ける低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うもので、児童一人あたり5万円で72人分の給付金及びその事務費を計上するものです。

9ページにまたがる4款衛生費、1項2目予防費は新型コロナウイルスワクチン予防接種にかかるオミクロン株2回目の接種業務などの委託料の計上で、6款農林水産業費1項9目ダム管理費は畑地かんがい施設使用料の条例改正による増額補正に伴い財源振替を行うものです。

10ページ10款教育費1項6目スクールバス管理費はスクールバスのマフラー及び周辺部品の腐食により損傷したため、急きょ修繕が必要となったことから増額するもので、4項1目学校管理費及び11ページ5項3目公民館費はいずれも当初予算の計上漏れにより予算が不足することから増額等を行うものです。6項4目学校給食費は給食センターの厨房機器の更新に伴い備品購入費から工事請負費に予算の組み替えを行うものです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので5ページをご覧ください。

15款使用料及び手数料1項5目農林水産業使用料は条例改正による畑地かんがい施設使用料の増額補正で、16款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金は新型コロナウイルスワクチン接種事業に交付されるものです。6ページ2項2目民生費国庫補助金は子育て世帯生活支援特別給付金事業に交付されるもので、3目衛生費国庫補助金は新型コロナウイルスワクチン接種事業に交付されるものです。20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整によるものです。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ5520万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億8221万4000円とするものです。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

- 議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出7ページをお開きください。7、8ページについて質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。
- 10番（高山正人君） 7ページ4目認定こども園運営経費の中で委託料と工事請負費、設計当初の予算では改良舗装事業ということで計上されていた金額が778万8000円という項目になっています。今回は測量と設計業務といった形で390万5000円という、要は事業費を入れ替えたというような説明ではありますが、当初の予算の778万8000円といったものの違いが出てくれば金額的に変わってくるのではないかと思うのですが、この辺について説明をお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） こちらの内容ですが、今高山議員がお話された金額が示すとおり、実はこの委託料と工事請負費の部分を積算資料を積み上げた段階で全て工事請負費として積算してしまったということで、今回要するに工事を発注する際に入札を行う際に改めて見直した時に、この事業については委託料と工事と別なものであるということが発覚しましたので、今回この補正において修正を行って対応したいということです。

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） であるならばですね388万3000円というお金がどこへ、どうなったのか。減額をしっかりとしていかなければいけない部分ではないかと思うのですけども。また道路改良舗装事業ということに当初なっていたわけですから、道路がどこまで駐車がどこまででといったようなことが全く明記されて、聞くこともなかったのので申し訳なかったのですが本来であれば駐車スペースまた道路スペースといった区切りがどこかにあるのかなということも当然必要になってくるかと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちらにおいては、はやきた認定こども園の昨年、一昨年ですか一部廃道にしたという取り組みを行ったのですが、その内容はあくまでも廃道を行って敷地としてはこども園の駐車場という形に用途を変えたのですが、今回その敷地を改めてどのようにすればきちんとした平坦な敷地になるということを含めてまず測量調査を行って、そして差額の380万はその金額において整備を行うという考え方で進める事業となっています。

○議長（多田政拓君） 高山議員わかりましたか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員どうぞ。

○10番（高山正人君） 要は事業が2つあるということで理解した方がいいのかなと感じているのですが、そこは違っているかもしれません。要は設計委託と舗装事業をやるという両方はやるということの理解でいいのか。もし工事をやるとすればこの三角の部分で言ったら残りの部分でいったら388万3000円じゃないのかなという気がするのですがいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 私たちも当初平坦にするだけの工事という考え方でそれほど難しいことではないのかなということで工事費という考え方も持っていましたが、今までの道路の敷地とこども園の敷地と色々形もありまして、改めて調査測量を行った上で進めていかないとかなかなかうまくいかないということが今回の設計の内容だったらしいので、ここはあくまでもまず設計をきちんとした上で最低限の整備をします。道路改良舗装工事というので

すが、舗装を全体にはできませんが一応そういった事業を進める考え方で行う内容となっています。

○議長（多田政拓君） 議長の方から確認させていただきたいのですが、今提案されている予算案は増減がないのですよね。増減がないのですが当初積算の時に工事請負費の方に設計も含めて計算されていたので、それを委託料と工事請負費に分けたということを議長は理解したのですが、その理解でよろしいですか次長。

○教育次長（永桶憲義君） そのとおりです。

○議長（多田政拓君） 高山議員、理解していただけましたか。ですから全体予算は変わっていないのです。

〔高山議員挙手〕

○10番（高山正人君） ちょっと聞きたいのでいいですか。

○議長（多田政拓君） はい、どうぞ。

○10番（高山正人君） 同じ金額が上下に出ているというこの金額的に同じだという理解になってしまうので、本来はこの数字上計算上で言えば388万3000円というこの数字、どこかに出てこないとおかしいのではないかと思うのですがいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） この補正予算書見づらいのです。高山議員がおっしゃっていただいた788万8000円が全体的にあって、そこからこの390万5000円が引かれるという形で残がそこに載っていればわかりやすいのですが、そうではなくて778万8000円という数字は全く出てこなくてたまたまこの金額を委託の方にただ同額持ってきましたよという資料になっていますから非常にわかりづらいのです。そこら辺についても前回も色々と資料のわかりやすさというところでご指摘いただいた、これもそういった案件かなと思います。ご指摘のとおりですのでよろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ9、10ページ。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ11ページ。質疑はありませんか。

[高山議員挙手]

○議長(多田政拓君) 高山議員どうぞ。

○10番(高山正人君) すみません学校給食費のところ。これも数字を入れ替えていらっしゃって中身が変わったよということになってはいますが、当初予算で言うと46万5000円が消えている状態になっています。当初予算は2587万5000円ですから、ちょっと差があるのです。この辺についてどういう回答か教えてください。

[永桶教育次長挙手]

○議長(多田政拓君) 教育次長。

○教育次長(永桶憲義君) 先ほどの件と同じ考え方ですが、あくまでもここは備品購入費で計上していた分だけを工事請負費に移したのが2541万円ということですが、残った部分は備品購入費として使うということですから、これは予算書の書き方としてはこういう書き方になるので先ほど説明した内容になります。

○議長(多田政拓君) よろしいですか。

○議長(多田政拓君) 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳出を終わり、歳入に移ります。5ページをお開きください。5、6ページについて質疑はありませんか。

[三浦議員挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) 5ページの2目の新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金なのですが、こちら10分の10出るということでオミクロン株2回目というご説明があったのですが、こちら2類から5類に移行されてもこれは10分の10出るものなのか確認が1点。

その接種対象はやはり高齢者だったり基礎疾患のある方々だったりっていうふうになるのかどうかこの2点伺います。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。
- 健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 今補助金の割合についてのご質問をまず1つ目でいただきましたが、こちらについては2類から5類に変わっても10分の10の補助をいただけることになっています。
あとコロナワクチンの対象年齢のご質問をいただいたかと思いますが、こちらについては令和5年の春の接種ということで、今現在決定していますのは65歳以上の方、それと65歳以下の基礎疾患を持っている方、それと医療機関従事者ということで現在ご案内させていただいているところです。

[三浦議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 町長（及川秀一郎君） 64歳以下。
- 健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） あ、64歳以下の基礎疾患の方ということです。以上です。

[三浦議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） こちらに介護従事者などは含まれているのでしょうか。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。
- 健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 今医療従事者ということで私はお答えしたのですが、当然介護されている職員等も含まれるということになっています。以上です。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 義務教育学校の絡みなのですが。実は早来学園だよりを見させていただきまして、それぞれ先生方の紹介をされていまして。最後のページに松岡先生、教育委員会よりっていうのが出ているのですね。それでどういう経緯を辿って教育委員会としての早来学園に行っているのか。どういう経過を経ているのかがまず聞きたいこと。それと松岡さんの身分と報酬等について、どのような考え方を持っているのが2点お聞きします。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 松岡氏に関するのですが、松岡氏においてはあびら教育プラン、教育課程推進事業ということで従前より総合的な学習の時間、ここに関わる支援事業を実施してきたところですが、教育委員会としてはこの教育課程支援事業を確実に推進していくために学校管理職もしくは担当教員これらの打ち合わせ職員会議の出席、そういったところを今後進めていく必要があるということで会計年度職員として公募をかけて応募があったことにより採用させていただいたところです。身分についてご質問がありましたが詳細資料を現在手持ちにありませんのでここではご回答できませんが、会計年度職員ということで採用させていただいています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 給与も含めて、ちょっとこれ入れないでね、説明不足議長聞いているだけで私は身分とか報酬で聞いているから、報酬聞いてないからこれ2回目にしないでね。ちょっと教えてください、報酬。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 報酬については現在手持ちの資料がなくてこの場では回答できませんというお話をさせていただきました。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） これ決めたのは、まさか4月ではない3月ですね。佐々

木参事が言っているとおり、あびら教育プランの中で入れていきたいということで、それは4月から入ったのではなくて3月ですね。3月に既に方向性については決まっていたということによろしですか。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 4月1日採用に向けて3月に公募をかけさせていただいています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） そうすると3月13日から始まった予算委員会の中で十分議論しましたね、これ松岡さんに対する。早来小学校だよりに1月23日に先生として紹介されていると、これどうなっているのですかと私聞きましたね。その時言っているのはコンシェルジュの絡みの委託業者の代表として名前を載せていますと次長が答えてらっしゃる。それならばおかしくないですか。なぜその時に次の来年度から早来学園になった時にこういう形で教育委員会として会計年度職員として雇い入れて、そして4月からいくとなぜ説明されないのかっていうことなのですよ。何の説明もないですよあんた方。嘘でしょそれ言っていたの、そしたら。次長が言ったのは何と言っていましたか。委託会社の早来小学校の委託業務は令和4年度の予算の中にプランの中に含まれているからこの問題については決算委員会の中でしっかりやると思います、どういう経過についてはね。そうやって説明して、私はあたかも委託業者、コンシェルジュの業務委託をした代表だと思っていましたよ、理解は。ところが一方的にちゃんと4月からコーディネーターとして雇って会計年度の職員としてやると。なぜそんなことが議会の場で予算委員会の中できちんと明確にしないのかっていうことなのです。なぜ隠すのですか。なぜ隠して、なぜ喋らないのですか。次長が言った時佐々木参事がいや違いますと、4月からこういうふうになっていますと。なぜ教育長隠すのですか。教育長答えてください。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 3月予算審議の中での答弁についての関わることですが、その時点においてはコンシェルジュ、民間事業者の立場でその業務にあたっていたのですが、今回あびら教育プランの教育課程

支援事業、そこに会計年度職員が必要ということで応募をかけた結果、同一人物となりましたが民間事業をお辞めになられてこちらに応募していただいたというところでして、確かに同一人物というところで特段隠したわけではありませんが、その時点時点でのご説明をさせていただいた結果、若干誤解を招かれたのかと思います、そのような結果になったということでご理解いただければと思います。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

[小笠原議員挙手]

○3番（小笠原直治君） よろしくない。

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 言っていることちゃらんぽらんにならない。あれだけ議論をしてコンシェルジュの話をして。会社の代表ですから旧早来小学校の学校だよりに出しましたよと。そうするとその以降にあなたあれですか予算委員会が終わってから募集したってこと。会計年度職員として雇うということに決めたの、予算委員会終わってから。どうなのそれ。それでなかったらおかしいでしょ、予算通った後にまた予算ってことにならなかったら新たに金出さなければならぬですよ、そうでしょ議長。予算が終わった後に出てきて募集して会計年度職員にしましたら予算出さなければならぬ。全く整合性ないのではないですかそれ。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） コンシェルジュ事業と教育課程支援事業、ここが別業務ということでまずご理解いただきたいというところ、予算審議の時点、そのコンシェルジュ事業に関わるご質問をいただいた際にはその委託事業というところでして、こちらの新たな教育課程支援事業については会計年度職員ということで予算審議の段階ではまだ公募の段階だったかと思しますので、そこについてはまだ誰が勤務するということは決定していなかった時期だったと思しますので、コンシェルジュに関わる3月予算審議の時におきましては、コンシェルジュにかかることの答弁しかその時点ではできなかったというところでご理解いただければと思います。

[小笠原議員挙手]

○3番（小笠原直治君） 議長、最後にもう1回お願いします。

○議長（多田政拓君） あの小笠原議員にお尋ねしますが、決算審査の時にこ

の部分については質問可能ですか。

○3番（小笠原直治君） 決算の時、いや俺入れないしょ。

○議長（多田政拓君） あ、そうか。はい、どうぞ。

○3番（小笠原直治君） ご配慮ありがとうございます議長。今参事が言っているのはおかしいでしょうと。予算が終わった後に公募して会計年度職員にしましたと言っているのですよ。予算が終わっているのですよもう既に。したら公募したのなら新たに予算を組みなおして提示しなければならないですかっていうこと。その予算委員会が終わった頃に公募して会計年度職員にしたと今言ったのですから。おかしくありませんか。もしその前に決まっていたなら私は教育長ね、ダメだって言っているのではないですよ。それが間違っているのではなくて、なぜ言わないのですかっていうことなのです。こういうふうに4月から松岡先生として教育委員会の会計年度職員として派遣をしていく考えで、いわゆる公募になった我々に提示になった会計年度職員116人の中に入っていますよと、説明書の中に出ていますね。なぜそれを言わないのですか。どうして学校だよりに出たら我々が気が付くということだ。あれいつこんなことになったのだ。そういうことをやめていただきたいのですよ。そんなことは。もう私これ以上ありませんけれども議長ね。この取り扱いについてももう一回整理をさせてください。議会として何のために私総括質問で聞いたわけですよ。コンシェルジュと関係なくてあたかも同一人物でありましたとかって、そんな詭弁なんて通じるわけないじゃありませんか。最初から松岡さんをお願いしてやっていただきたいという考え方があることは見え見えですよ。そんな意味では私は議長ね、本当に教育委員会のやり方についてなんか不透明。きちんと議会の中で説明資料に我々が議会として議長に求めて、きちんと教育長に対してしっかりしてくださいということをお願いをしてですね。もうどうしようもないですから私。また言われたらまた質問したくなりますから。それで議長をお願いをして終わります。

○議長（多田政拓君） はい。答弁はよろしいですね。

○議長（多田政拓君） それでは他に総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認めます。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。

本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第3号

○議長(多田政拓君) 日程第10、議案第3号。令和5年度安平町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

[谷村水道課参事挙手]

○議長(多田政拓君) 水道課参事。

○水道課参事(谷村英俊君) 議案第3号朗読

議案3号

令和5年度安平町水道事業会計補正予算(第1号)について

令和5年度安平町水道事業会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

令和5年4月27日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和5年4月1日付け人事異動に伴う職員給与等の減額により、令和5年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊の補正予算書に基づき説明します。最初のページをご覧ください。

議案第3号

令和5年度安平町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度安平町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度安平町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条では支出の第1款第1項営業費用について人事異動に伴う給料等799万円の減額を補正予定額として計上しています。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の予定額を次のように定める。

令和5年4月27日提出

安平町長 及 川 秀一郎

第3条では退職手当組合負担金を除く職員給与費700万4000円の減額を補正予定額として計上しています。それでは今回の補正予算について2ページの令和5年度安平町水道事業会計補正予算事項別明細書第1号により詳細をご説明します。

収益的支出1款水道事業費用1項2目配水及び給水費及び3目総係費は人事異動に伴う補正となり総額799万円を減額補正するものとなります。目ごとに内訳については、2目配水及び給水費は1節給料から9節賞与引当金繰入額まで771万5000円を減額補正するもので職員数に変更はありませんが、給与計算にかかる職務の級において4級2名から2級1名、1級1名と年齢構成を考慮した人事異動に伴い減額するものとなります。尚、2節職員手当等については住居手当が予算不足となり29万2000円が増額となりますが、期末勤勉手当等との差引により130万1000円の減額補正を計上するものとなります。3目総係費は1節給料から16節賞与引当金繰入額まで27万5000円を減額補正するもので、職務の級5級間の人事異動となりますが在級年数が少ない職員への異動に伴い減額となるものです。尚、2節職員手当等については異動する職員の通勤手当及び児童手当が予算不足となることから増額補正するもの

となります。ページを戻っていただき1ページ。令和5年度安平町水道事業会計補正予算実施計画第1号については、只今説明しました補正予定額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願い致します。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本件については第1条の総則から第3条議会の議決を経なければ流用することができない経費まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第3号を採決します。本件について原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして本臨時会に付された案件の審議は全て終了しました。会議の議事運営に特段のご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。それでは令和5年度第3回安平町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午前11時48分

会議の経過を記載してその相違ない事を証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____